

令和5年9月

お客さま各位

西尾信用金庫

当金庫のインボイス制度への対応について

令和5年10月1日から開始されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）に、西尾信用金庫は適格請求書発行事業者（登録番号：T5180305006694）として登録を完了しております。

これに伴いインボイスを必要とされるお客さまにありましては、当金庫のインボイス制度への対応を以下のとおりとさせていただきますので、お知らせいたします。

1. 営業店窓口等でお支払いいただく手数料について

営業店窓口等で各種手数料（振込手数料、両替手数料など）をお支払いいただいた場合は、インボイス要件を満たした領収書（受付書）等を発行いたします。

2. 口座振替でお支払いいただく手数料について

預金口座より口座振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「お知らせ等」を郵送又は電子発行により順次ご提供いたします。発行をご希望される場合は、お取引店窓口までお申し出ください。

主な手数料に対するインボイスの提供方法は次のとおりです。

No	手数料	提供方法	
		電子発行	郵送
1	法人インターネットバンキング手数料	○	○(注)
2	ファーム&ホームバンキング手数料	○ (月額利用料除く)	○(注)
3	総合振込・給与振込手数料（データ渡/FD交換）	○	○(注)
4	でんさいサービス利用料	○	○(注)
5	為替自動振込手数料	○	○(注)
6	残高証明書発行手数料（継続発行）	×	○
7	貸金庫手数料	×	○
8	夜間金庫手数料	×	○
9	両替機専用カード利用手数料	×	○

(注) WEB環境のない方などは郵送でもご対応いたします。詳細はお取引店窓口にご相談ください。

3. A T M 及び自動両替機でのお取引について

A T M及び自動両替機でのお取引につきましては、発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「自動販売機、自動サービス機による商品の販売等（自動販売機特例）」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、A T M及び自動両替機から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改正は実施いたしませんので、ご了承ください。

当庫のインボイス制度への対応につきまして、ご不明点がございましたら、お取引店窓口までお問い合わせください。

以 上